

## ◆かん水について

この時期以降しばらくは、平年並みの降水量でも、不足する時期となるため、積極的に実施したい。時間帯は日中がよいが、日中に人工受粉等の作業がある場合は、夕方かん水して朝には乾く位にかん水する。干天が続いたら10日程度に20mm程度、又は7日程度に15mm程度のかん水を行なう。※10aに1mmのかん水には、水1,000lが必要です。

## ◆農作業に係る留意事項について

毎年、地域住民より苦情が寄せられます。同じ住民として、配慮しながら農作業をする。また、薬剤散布及び農薬による河川水の汚染防止に注意する。

1. 農機具利用の際は、騒音に注意する。特に早朝等に注意する。  
特に爆音機は、長野県の条例により、住居から直線距離にして200メートル未満の位置で使用しないこと。早朝及び夜間には、使用しないこととなっている。
2. 長野市では、廃棄物の野外焼却は禁止されている。例外として、農業者が行う稲わらや剪定枝等の焼却など認められているが、不要な野焼きはしない。住宅地等が近い場合は、隣近所に声をかけ、あらかじめ了解を得る等の配慮をする。天候や風向きに注意し、風の強い日には焼却しないといった点に配慮し、消防書への届け出を必ず行い適正な処理をする。
3. 農薬散布は、隣近所・園主に声をかけ、農薬飛散しないよう、時間帯や風向きに注意し、住宅・駐車場の車・洗濯物、河川、畜舎に注意するとともに、他の作物に薬液が掛からないように十分注意する。  
農薬の調合液を作る時は、希釈倍率と使用量を守るとともに、調整液が残らないように必要量だけ調整する。やむを得ず残ってしまった調整液や散布器具を洗浄した液は、散布ムラの調整等に利用し河川には絶対に流さない。  
なお、散布者自身の健康のため、マスク・カップ等装備をし、適切な対策を図る。
4. 農業用ビニール・ネットが強風等、飛散しないように管理する。

## ◆栽培日誌について ※様式が変更になります。

消費者に安全で安心な農産物を届ける責任を負っている私たちの責任として、また不測の事態の際に、生産している農家を守るために、ひとつの手段として「栽培日誌」は重要です。

今後収穫期前・後に、「栽培日誌」配布提出となるが下記注意事項を示すので、記入の参考にする。

◎昨年導入されたシステムに不具合が多く、一時使用停止し見直しを図るため、様式が変更になります。なお、令和6年まで使用した様式としてあるため、基本的な記入方法は変更ありません。

### 【基本事項】

1. 黒ボールペンを使用し、楷書で記入する。
2. 修正がある場合は、修正テープ又は二重線で消し、正しい内容を記入する。
3. 用紙は、ホッチキス止め・穴あけ・汚れ・損傷・シワにしない。

### 【栽培日誌のポイント】※記入必須事項

1. 支所・店コード、組合員コード
2. 組合員氏名・電話番号
3. 作業開始年月
  - 1) 前年に基肥施用した年月、本年基肥施用した年月、本年薬剤防除を開始した年月のいずれかを記入する。
4. 所属組織
  - 1) 所属状況で、○印をする。
5. 栽培品種
  - 1) 記載の無い品種は、記入する。
  - 2) 品種毎の圃場面積、収穫開始予定日を記入する。

## 6. 園地

- 1) 所在地（市町村不要）を番地まで記入。地続きであれば番地をまとめて記入し、面積を記入する。
- 2) 枠が不足する場合は、代表的な園地を記入する。

## 7. 品種

- 1) 行が不足する場合は、代表的な品種を記入する。 ②記入した品種のおおよその収穫予定日を記入する。

## 8. 土づくり／基肥／追肥

- 1) 施用した月日と10a当たりの量を記入。例) 園地4aに20kg施用、10a当換算50kg。
- 2) 記載のない肥料等は、空欄に商品名（正式名称）を記入する。

## 9. 葉面散布材

- 1) 農薬ではない、葉面散布肥料のオルガミンや、カルビタなどを記入する。

## 10. 除草剤

- 1) 使用した除草剤を記入する。

## 11. 植物成長調整剤等

- 1) りんごのストッポール液剤やぶどうのジベレリン錠剤、フラスター液剤等を記入する。

## 12. 交信攪乱剤（性フェロモン剤）

- 1) 使用した、コンフューザーを記入する。
- 2) 園地5aに60本設置＝10a当120本

## 13. 追加薬剤防除

- 1) 裏面の薬剤防除枠で不足する場合は、記入する。

## 14. 防除

- 1) 散布月日を記入する。
- 2) 散布量は、総散布量から10a当りに換算し記入する。

例) 園地5aに3000散布＝10a当6000

なお性フェロモン剤は、10a当りの設置本数を、10a当り散布量の項目に記入する。

- 3) JA防除暦の農薬は記載されている。使用した農薬のみ、○印欄に○印をする。
- 4) 記載の無い農薬を使用した場合、回数毎の空欄か、「9. 追加薬剤」を使用し記入。○印をする。  
使用農薬は、剤型によっても登録内容が異なるため必ず剤型、希釈倍率まで記入。○印をする。  
(例)「ベルコート」のみでは無く「ベルコート水和剤」・「ベルコートフロアブル」等と明確に記入する。
- 5) 希釈倍率を変更した場合、修正テープ・二重線で消し、使用した希釈倍率を記入する。

## ◆国庫事業の確認について

下記の事業について、現地確認・写真撮影を進めております。果樹技術員が計画通りに管理されているか、園地に確認にまいりますので、ご了承ください。なお、立ち合いは不要です。計画通りの維持されていない場合は、事業実施者に確認をさせていただく場合があります。

- ・平成30年度果樹経営支援対策事業8年後の確認
- ・令和4年度果樹経営支援対策事業4年後の確認
- ・令和4年度果樹経営支援対策事業（自然災害令和元年台風19号災害）4年後の確認